# 平成19年度 第2回 千葉県環境影響評価委員会 会議録

1 日 時

平成19年9月21日(金) 午後1時30分から4時まで

2 場 所

千葉県庁本庁舎 5 階大会議室

3 出席者

委員会:瀧委員長

岡本委員、吉門委員、杉田委員、山下委員、野村委員、寺田委員、桝潟委員、

宮脇(健)委員、長尾委員、内山委員

事務局:鈴木次長

環境政策課 : 平井課長、松澤室長、山本主幹、八木主幹、松田主査、

三田副主査、坂元副主査

大気保全課 : 高橋副課長 水質保全課 : 大竹副課長 自然保護課 : 若梅室長 資源循環推進課:北田副課長 廃棄物指導課 : 矢沢副課長

傍聴人数:2名

#### 4 事 案

- (1)千葉県環境影響評価条例に基づく技術指針の改正(案)について(再検討)
- (2) その他
- 5 議事の概要
  - (1)千葉県環境影響評価条例に基づく技術指針の改正(案)について(再検討) 別紙のとおり
  - (3)その他

次回開催予定について事務局から説明

# 【資料】

- 1 会議次第
- 2 技術指針改正に係る委員意見と事務局見解(資料1)
- 3 基本的事項の改正について(資料2)
- 4 過去のアセス事案における問題点の概要と対応方針(案)について(資料3)
- 5 技術指針新旧対照表(資料4)
- 6 千葉県環境影響評価技術細目(素案)(参考資料1)
- 7 千葉県環境影響評価条例施行規則の改正(案)について(参考資料2)

## 【別紙】

千葉県環境影響評価条例に基づく技術指針の改正(案)について(再検討)

- (1)議事開始 事務局において資料確認の後、委員長により議事進行
- (2) 事務局説明 委員意見に対する事務局見解等について、資料により説明

## (3)質疑等

委員長: 事務局から説明のあったとおり、今回は技術指針の改正についての諮問であるが、技術指針の改正に伴って、技術細目と施行規則の内容が変わってくるということである。参考資料1と参考資料2を横目で見ながら、審議を進めたいと思う。

委員: 資料1、大気質に関する意見と事務局見解だが、この意見は技術指針別表第 三の文章を置き換える形で作ってあるもので、技術細目を想定した意見ではない。事務局見解として、この内容を技術細目に移したいとのことであるが、具体的にどこにどのように置き換えることを想定したのか。

事 務 局: どのように盛り込むか考えたが、時間がなくこのような表現とさせていただいた。内容については、委員に意見をいただき適切な場所に入れたいと思う。

委員: 時間がないのであれば、このような見解は示さないでいただきたい。どこに 入れるかも分からない見解を委員会に出すのは大変失礼だと思う。撤回してい ただきたい。

事 務 局: 技術細目については、技術指針の施行までに見直すという前提があり、このような見解としたところであるが、申し訳なかった。

委員: では、撤回して技術指針に含めると判断して良いか。

事 務 局: 別表第三「予測の基本的な手法」については、項目出しであり大気も水質も同じような表現となっている。事務局としては、技術細目の「予測の基本的な手法」の中の一番初めに盛り込んだらどうかと考えている。

委員: 技術細目の「予測の基本的な手法」の枠内の技術指針本文について、「理論計算」ではなく「ソフトウェア」にしたいということだ。今日、計算結果の品質を保証するということは、ソフトウェアで計算するということだ。そのソフトウェアがきちんと作られているかどうかという問題である。今の話では、すべての項目で技術開発が進まなければ、進んだ項目も古い手法に合わせなければいけなくなる。環境省も、技術の発達はトップランナー方式で力のあるところが全体を引っ張っていく、という考え方を推奨している。予測手法は、一番遅れているところに合わせて、進歩しているところも古い手法でやりなさいと言っているように聞こえる。

事 務 局: 表現を委員と相談させていただき、他の項目との並びも考えて修正したい。 委 員: ここで他の項目に言及する必要はない。具体的に、現在一番進んでいるのは 騒音である。音響学会が標準を作り、それに基づくソフトウェアを発表してお

り、主務省令の中でもそれを推奨している。水質については、水理模型が優勢な部分もありソフトの標準化は進んでいない。大気については、日本以外の先進国ではソフトを行政が指定して、それに基づく規制が行われている。そういう状況を考えると、他の項目との横並びは考える必要はない。ただし、提案した文章は長すぎるので、他の項目とのバランスを考えると不釣り合いになると

いうのは理解できる。「理論計算」を「大気の拡散式に基づくソフトウェアの利用」としたらどうか。「理論計算」では、いいかげんな計算をしたものを出されても、この委員会では計算内容について確認ができない。「ソフトウェア」であれば、その品質をなんらかの形で追求することが将来可能になる。「ソフトウェア」としておけば、全体の趣旨に沿ってあとは技術細目の中で対応することができる。それがないと、技術指針に基づいて技術細目を作っていくのだから、細目を改正する際に技術指針の文言に引っ張られて改革が遅れてしまう。

事務局: 「ソフトウェアの利用」に修正することとしたい。

委 員 長: 技術細目については今後も話が続くと理解して良いか。

事 務 局: 委員の意見のとおり技術指針別表第三を修正し、それに基づいた内容が技術 細目に盛り込まれることになる。技術細目の修正についても、委員と相談させ ていただきたい。

委員: 資料4の予測については「その他適切な手法」が含まれているので、概ね結構だと思う。参考資料2の水文環境のところで、調査地域について「地下水収支区」となっているが、水文環境は水環境全体を見るものなので「水収支」のほうがよいと思う。

委員長: この件については、事務局のほうで担当委員と検討願いたい。

事 務 局: 技術細目については、各委員と協議し、まとまった段階で委員会に報告させていただきたい。

委員長: 騒音についてはどうか。

委員: 特に問題ない。

委員長: 動物についてはどうか。

委員: 特に問題ない。

委 員 長: 生態系についてはどうか。

委員: 生態系については一番遅れていると思うので、変更は特にないと思う。

委員長: 触れ合い関係についてはどうか。

委員: 環境省の基本的事項に準じて作られているということであれば、その枠内ではこれでいいと思う。一般手法から外れるような手法について、技術細目に入れられるのかどうか、まだ考えがまとまっていない。事務局の知恵もお借りしたい。

事 務 局: 環境影響評価法にも「人と自然との触れ合いの活動の場」という項目があり、 県の基本的な考え方は、国の考え方を踏襲している。法では「参考項目・参考 手法」としているが県は「一般項目・一般手法」としたいということで提案さ せていただいているが、内容的にはほとんど同じである。

委員長: 今回の改正では、地域性をより明確に出すという方向性があるので、千葉県として触れ合いの場において地域性があるかどうかということだと思う。技術細目で協議できることがあればお願いしたい。

廃棄物関係はどうか。

委員: 廃棄物分野の場合は、調査、予測の手法がまったく確立されていない。今回、 技術細目や技術指針に追加された「その他環境への負荷の量の程度」について、 環境に負荷を与えるようなものを広く把握してもらうということだと思うが、 この文言は何を意図して加えられたのか。

それから、別表第三の「調査すべき情報」という欄に、他の項目はすべて記載があるが、廃棄物、残土等は記載がなく、調査を行わず予測することになるが、それはなぜか。

事 務 局: 「その他環境への負荷の量の程度」については、予測し得ないものがあるのではないかということで追加している。委員から提案のあった、発生量、再生利用量、最終処分量ですべて網羅されているということであれば、「その他環境への負荷の量の程度」は外してもよいと思う。

別表第三で廃棄物、残土、温室効果ガスについては、現況調査で調査すべき 事項がないので、何も記載していない。

委員長: 今回の改正事項は少なくとも5年続くものと考えてよいか。

事 務 局: 国のほうも概ね5年程度で見直すとしており、5年程度で見直すほうがよいのではないかと考えている。しかしながら、重大な変更が生じるような場合は、必要に応じて変更していきたい。新たに追加する必要があるような項目の過去の事例からの洗い出し等については、5年程度を目途に実施していきたい。

委員長: 廃棄物の場合、このような形で5年間踏襲していけるか。5年間で相当社会が変わり、廃棄物についても変わってくる可能性がある。予測できない事項が出てくるのではないかと事務局で考えたのだろう。

公衆衛生関係はどうか。

委 員: それぞれの調査がしっかり行われていれば健康被害は起こりえないので、しっかり行われるよう希望する。

前回議論になった「縛りの緩い」という表現だが、修正後もあまり変わっていないように思う。安全衛生関係でよく言われることは、技術、環境の変化は法律で決めても追いついていかないので、法律を守るという姿勢ではなく、法律外のところで自己を律していくということがあたりまえのこととなっている。各項目で決まったことを、この委員会でその都度指摘していくことが基本になると思う。

委員長: 都市計画関係はどうか。

委員: 資料2の改正のポイントで「メリハリのある的確な環境影響評価の項目、手法の選定の強化」とあるが、メリハリのあるということは、通り一遍同じやり方でやるというものではない。それぞれの項目で精度の高い手法が出てきているが、例えば大気汚染に関係しないような事業に対して、そこまでの精度があるソフトで計算させることはおかしいし、例えば人と自然との触れ合いが大事だから90%の精力を注ぐ、といったことがメリハリのあるということだ。そういう趣旨で理解している。

それから、「一般」と「参考」の議論について、別表第一と別表第二に掲げてある代表的な事業に対して定められた項目を「一般項目」と呼ぶということだが、「一般」というとニュアンスが違うように感じる。「参考」、Referenceのほうではないか。前回質問したが、国とどういう関係でどういう経緯でこうなったか調べてもらいたい。国は「参考」を使い、千葉県は「一般」を使うという、ねじれ現象は具合が悪いのではないか。

事 務 局: 国では今まで「標準」であった。「標準」の場合、どこで事業をやろうとも「標準項目」を「標準手法」で予測することから、基本的には同じ結果になる。それではおかしいということで、場所が変われば地域特性が変わるので、地域特性を把握することが必要である。また、例えば同じ焼却炉を設置する事業であっても、煙突高さや燃焼方式などが違えば影響も異なってくることから事業特性も把握する必要がある。同じ事業であっても、地域特性によって、事業特性によって項目が変わることが考えられる。手法についても、地域特性に応じた手法を用いるべきである。こういうことから、国ではメリハリの効いた項目、

手法の選定を前提に、事業者が地域特性、事業特性を把握し、項目、手法を選定できるように「参考項目・参考手法」に変えたものである。しかし、「参考」ではあまりにも緩いのではないかという指摘があったので、「一般的な事業の内容に応じた項目」ということで「参考」と「標準」の中間的な表現として「一般」を提案させていただいた。

委 員: それを再考願いたい。

委員長: 委員会としてはどうか。「一般」は適切ではないのではないかという意見である。何かほかの言葉はあるか。

委員: ねじれが生じることを危惧している。なぜ、千葉県はそこまで強硬に「一般」 を使うのか、「参考」でいいのではないか、と国から言われないか。

委員長: 国は「参考」を使用したが、千葉県は「一般」に変えた。変えたことに対する説明を十分できるかどうかということを、委員は心配されている。

事 務 局: 技術指針については、国の基本的事項の改正に伴い同様の改正をしたいということである。加えて、千葉県独自の問題として、過去の事例の中から必要と思われる事項を洗い出して追加したということである。

「一般」であっても「参考」であっても、内容は国の「参考項目・参考手法」とほとんど同じである。委員指摘の法と条例のねじれは致し方ないと考えている。ねじれをなくすのであれば、千葉県も「参考項目・参考手法」としたほうが、事業者には同じように受け入れてもらえるのではないかと考える。

委員長: 前回の委員会で「参考」は適切ではないとの意見が出たことから「一般」を 提案したということであり、国とのねじれはそれほど考慮しなくてもよい、と 理解してよいか。

事 務 局: 内容的には法と同じような内容となっているので、言葉が違うというだけである。

委員長: 「一般」が適切ではないということであれば、より適切な言葉を検討する必要がある。「参考」よりはよいと感じているが各委員いかがか。

委員: ポイントはベスト追求型である。国は根幹となるようなものを出したので、 あとはそれぞれの県で、県に特化した内容でやりなさいということだろう。「標準」はルールのようなものである。しかし「参考」は、ルールを緩めたりきつくしたりできる。やはり自分たちで律してやっていきなさい、というのがすべてにおいて今の国の方針である。私は「参考」のほうがよいと思う。委員会でその都度指摘していくしかないと思う。

事 務 局: 委員会で審議していただく段階で、法対象事業は必ず「参考項目・参考手法」 という名称で出てくる。条例対象事業は「一般項目・一般手法」で出てくる。 法と合わせたほうが、審査していただく委員会においても、無用の混乱は避け られると考える。

委員: いま議論になっているのは、資料4の「以下一般項目という」という部分である。第4条第1項の文言は国の指針に千葉県独自のプラスアルファがあるか、まったく同じか。

事 務 局: 基本的には千葉県も同じ文言である。

委 員: そうすると、国と同じ文言でありながら千葉県は「一般項目」とすることに なるので、「参考」とする委員の意見に分があるのではないか。

事 務 局: 委員会の方向として「参考」がよいということであれば、事務局としても今 後の運営はしやすいので、「参考」に変えたいと思う。

委 員 長: 前回の委員会では、「参考」では軽く捉えられて、方法書や準備書の内容が、

委員会で考えていることとずれが出てきて、押し問答になるのではないかという懸念があった。

委員: 前回の委員会では「標準」のほうが適切ではないかという話であったと思う。 委員長が危惧するような事が起こりえるということで、ある程度ルール化した ほうが minimum requirement に答えられるのではないかということだったと思う。

委員: 「参考」とは「Reference」であり、何か参照する事業があり、それとの対比で個々の事業についてアセスを考えるということになる。第4条に「一般的な事業の内容」とあるが、別表第一の縦列を一般的な事業というのか。むしろ参照的な事業ではないか。

事 務 局: 第4条の「一般的な事業の内容」については、従前から同じ表現である。また、別表第一の事業名は、条例で定められているものであり、指針で変更することはできない。

委 員: それを「一般的な事業」としているから、「一般項目」という表現につながっているのではないか。

事務局: そのとおりである。

委 員: より「参考」ということをはっきりさせるために、「一般的な事業」という 表現も変えたらどうか。

事務局: 国の省令も「一般的な事業」となっている。

委員: そこを本省に聞いて欲しかった。

委員長: 国がどういう考えで「一般的な事業」としたのかということについては、別の機会に報告してもらうということでよいか。

委員: それで構わない。千葉県が国ときちんとやりとりしていればよいのだが、千葉県は千葉県、国は国、という印象を受けたので、意見したものである。

委 員 長: 事務局は国の考えを理解しておくように。

事務局: 承知した。

委 員 長: では、「一般」を「参考」に戻したほうがよいのではないか、という意見で あるがいかがか。

各 委 員: (意見なし)

委員長: 意見がないようなので、申し訳ないが「一般」を「参考」に戻していただきたい。「参考」とすることに対する意見もあるので、次回の改訂の際には、より適切な言葉を考えておいていただきたい。

水質のほうは事務局案で問題ないと思う。

大気関係はどうか。

委員: 先に委員から意見が出されており、他に特に意見はない。

委員長: 欠席委員からの意見はあるか。

事 務 局: 副委員長と欠席委員 1 名から意見をいただいている。1 名は意見なしとのことである。他の欠席委員については、海外出張や急用等で連絡が付いていない。

委員長: 出席委員については概ね了解いただいたものと思う。欠席委員については、 意見の有無を確認して、意見がなければ資料4の内容で委員会の意見としたい がいかがか。

各 委 員: (異議なし)

委員長: 本日の議題に答申案の検討は含まれていないが、欠席委員の意見を聞いたう えで、意見がなければ資料4の内容を答申としたい。事務局には答申文案を用 意してほしい。 事 務 局: (答申文案を用意し、各委員に配布、読み上げ)

委員長: 答申文案について意見はあるか。 委員: 案文にある「別添」とはなにか。

事 務 局: 資料4のことである。

委員:「一般」となっているところは「参考」に修正されるということか。

事務局: 修正箇所は、「一般項目・一般手法」を「参考項目・参考手法」とすること、

別表第三の大気の部分の「理論計算」を「ソフトウェア」とすることである。

委 員: 第4条第8項は、「一般項目」とすることから復活させた表現であるが、こ

の部分はどうなるのか。

事務局: 「一般」を「参考」に修正したうえで、残しておきたいと考えている。

委 員 長: 委員から指摘のあった部分を含め細かい修正については、委員長、副委員長

に一任願いたい。

以上で本日の審議を終了する。

- 以上 -